

2024

Employment まつもと



松本職業安定協会

## 〈ご挨拶〉

松本職業安定協会 会長 花村 薫



平素より、会員の皆様には当協会の運営にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。猛威を振るったコロナ感染も沈静化し、5類への移行にともないようやく社会活動全般が正常化してきました。しかしながらコロナの残した爪痕は大きく、今しばらく時間がかかるでしょうか。

企業活動は不安定な世界情勢も相まって、円安物価高、インフラコストの上昇などこれまでとは異なる経営課題に直面しています。

労働市場にありましては、人口減少、働き方改革などにより急激な人材不足、人手不足に見舞われております。当協会の事業の柱である新卒者採用事情は、新卒者の減少と大企業の採用拡大等により、採用イベントへの来場者・応募者が減少しています。高校生への働きかけを検討するなど、協会事業全般の再構築が求められてきたかと思えます。

ハローワーク・市町村・商工会議所・商工会等と連携を密にして、地域の中小企業の魅力をアピールし、若者の地元への就職を促すという使命を果たすよう努めてまいります。

関係各位の変わらないご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

松本公共職業安定所 所長 池上 仁



明けましておめでとうございます。

皆様には、令和6年の新春を健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、ハローワーク松本の業務運営にご理解とご協力をいたいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

昨年10月に開催された定期総会におきましては、令和5年度の事業計画が承認され、学卒者や若年者をはじめとした人材確保対策等の事業につきまして、松本職業安定協会会員の皆様と連携を密にして進めることの重要性を改めて認識しているところです。

最近の管内の雇用情勢につきましては、海外情勢や円安を起因とする物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要があるものの、新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類感染症に移行されて以降、人流が活発化し、インバウンド需要の増加等による観光関連産業等の業績の回復により、多くの産業で人手不足の状況が顕著となっています。

そのような中、当所におきましては、ハローワークのイメージアップや若年者等の利用増につなげるため、イメージキャラクターの制定、SNSを活用した広報活動の一環としてのX（旧 Twitter）による情報発信の開始、松本新卒応援ハローワークを核とした学卒者の地元定着に向けた事業を実施することとしています。

これらの事業を進めるにあたっては、貴協会会員の皆様のご協力が不可欠であり、今後も緊密な連携のもと、一層のご支援を賜りますよう、お願いするとともに、貴協会と会員の皆様の益々のご隆盛を心よりご祈念申し上げます。 本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 令和6年3月新規学校卒業者採用内定状況

令和6年3月に管内高等学校を卒業見込みの就職希望生徒の就職内定率は11月末現在で77.2%(令和5年3月卒84.1%)と前年比6.9ポイントの減少となりました。管内大学・短大・専修学校等を卒業した学生の令和5年11月末現在の就職内定率は80.4%(令和5年3月卒80.4%)と前年比同数値となりました。

高校生を対象とした求人数は、11月末現在1,038人で前年同月比0.4%減少、求人倍率は2.25倍となり、前年比0.22ポイント減少しました。求人数は昨年とほぼ同水準となっていますが、就職希望生徒の増加(前年同月比39人増加)により、求人倍率は低下しています。

### 【高校】産業別就職(内定)者状況

	令和6年3月卒
建設業	16
製造業	168
卸売・小売業	45
宿泊・飲食サービス業	21
生活関連サービス業等	13
医療・福祉	29
上記以外の業種	64
合計	356

※学校又はハローワークを通じて紹介を受けた者

### 【高校】職業別就職(内定)者状況

	令和6年3月卒
専門・技術・管理	27
事務	24
販売	32
サービス	64
生産工程・労務等	200
上記以外の職業	9
合計	356

※資料：「新規学校卒業者の産業・職業・規模別就職状況(高校)」令和5年11月末現在より

【担当：松本新卒応援ハローワーク ☎31-8600】

## 募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件に以下の事項が追加されます。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

### 【参考】明示するタイミング等について

- ・ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも上記のような労働条件を明示しなければなりません。
- ・ただし、求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

- ・また、面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要がありますので、この明示は速やかに行ってください。
- ・労働契約締結時には労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を明示することが必要です。（ここでの明示についても同様の改正が行われており、2024年4月1日以降、明示しなければならない労働条件が追加されます。）

【担当：ハローワーク松本事業所サービス部門 0263-27-0111（部門コード31#）】

## 令和6年4月以降の障害者の法定雇用率引き上げ

令和6年4月以降、障害者雇用促進法に基づく、障害者の法定雇用率の段階的引き上げと雇用義務対象労働者数が引き下げられます。現在は雇用労働者が43.5人以上の事業主に対し、2.3%を乗じた人数以上の障害者を雇用することが義務づけられています。令和6年4月からは法定雇用率が0.2%引き上がり2.5%に、雇用義務対象労働者数が3.5人引き下げられ40.0人以上になります。さらに、令和8年7月からは法定雇用率が0.2%引き上がり2.7%に、雇用義務対象労働者数が2.5人引き下げられ37.5人以上になります。（詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

障害者雇用につきましては、より一層の受け入れと雇用への取り組みが必要となります。ハローワーク松本においては、障害者雇用に取り組む事業主に対する相談を受け付けていますので、以下の担当までお問い合わせをお願いします。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

【担当：ハローワーク松本事業所サービス部門 0263-27-0111（部門コード31#）】

## 職業安定協会事務局からのお知らせ

\*\*\*新規大学等卒業予定者の就職・採用活動開始時期について\*\*\*

令和6年(2024年)										令和7年(2025年)		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3月1日以降 広報活動開始			6月1日以降 採用選考活動開始							10月1日以降 採用内定開始		
→			→							→		

令和7年(2025年)3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動等については、学生が学修時間を確保しながら、安心して就職活動できるように、上記の通りに進めていただきますようお願いいたします。

## **\*\* 令和 7 年（2025 年）3 月卒業予定者対象企業説明会、面接会について**

○令和 7 年 3 月に大学等卒業予定の学生等を対象とした「合同企業説明会」「企業就職面接会」の予定です。

- ・ 合同企業説明会 in 松本 令和 6 年 3 月 25 日(月)
- ・ 合同企業説明会 in 松本 令和 6 年 5 月 2 日(木)
- ・ 企業就職面接会 in 松本 令和 5 年 8 月 1 日(木)
- ・ 企業就職面接会 in 松本 令和 5 年 11 月開催予定（ハローワーク松本主催）  
(11 月は既卒・一般も対象となります。)

最新情報のご案内は松本職業安定協会 HP に掲載いたします。

## **\*\*\* 企業ガイドブックならびに PDF 版について \*\*\***

○2025 年度版企業ガイドブックが発行されました。

ガイドブックのチラシも作成しました。チラシにはガイドブック PDF 版が見れる QR コードを掲載し、企業情報が見れるようになっています。

今年度から高校生対象に地元企業の周知を図ることを目的とし、企業ガイドブックのチラシをハローワーク松本管内の高校 2 年生（新 3 年生）に配布いたします。ただ配るのではなく、学校にも協力していただき、地元の企業情報の周知を図ることで就職活動をする際に企業を選ぶ選択肢が増えることを期待しています。

ガイドブックは県内大学・短大・専門学校・専修学校・近隣の大学・短大・各市等関係機関中心に配布しており、移住希望者・転職中の方にも多く利用されています。

## **\*\*\* 事務局より \*\*\***

○松本職業安定協会事務局の運営時間について

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

事務局は 1 人ですので、外出時やお休みをいただいた時など、不在の時があります。

ご連絡がつかない時は、留守番電話にご伝言を入れていただくか、メールでご連絡いただければ折り返しご連絡をさせていただきます。会員の皆さまにはご不便をおかけしてしまいますがよろしくお願いたします。